

入札説明書等に関する質問に対する回答

事業名：国道9号乙吉電線共同溝PFI事業

国道9号乙吉電線共同溝PFI事業 入札説明書等に関する質問回答書

| No. | 資料名            | 頁    | 大項目 | 中項目  | 小項目 | その他  | 項目名                 | 質問   | 回答   |
|-----|----------------|------|-----|------|-----|------|---------------------|--|--|
| 1   | 入札説明書          | 3    | 3   | (7)  | ①   |      | 事業期間                | 「本事業の事業期間は、中国地方整備局と特定事業を実施する民間事業者との間で締結する本事業の実施に関する契約（以下「事業契約」という。）の締結日から令和35年3月末までの期間（約29年間）とする」とありますが、設計業務、工事業務の工期短縮が図られ、引渡予定日が仮に1年前倒しされた場合は、維持管理期間が延伸されるとの理解ですが、延伸した維持管理期間に事業者が負担した費用については、維持管理費として全22回の支払いに加算されるとの理解でよろしいでしょうか。  | 1年前倒しされた場合は前倒した期間分の維持管理費を支払いすることになります。                       |
| 2   | 設計企業の参加資格要件    | 6    | 4   | (3)  |     |      | テクリス登録              | 本PFI事業の設計業務、各種調整業務等をテクリス登録できるようにご検討願います。<br>コリンズ・テクリスの目的は発注者、受注者の双方が過去の実績を確認することで、円滑な受発注業務を実現することだと認識しており、受注した企業及び従事した技術者は実績を登録することで、電線共同溝PFI事業へ参画するモチベーションを高める効果もあると考えます。また、このまま登録できない状況が続いた場合、事業者の電線共同溝PFI事業への参画意欲も低下するものと考えます。<br>以上より、登録が可能となるよう関係部署との調整等、早急な対応をお願いいたします。<br>なお、将来テクリス登録が可能となった時点において、本事業の遡及登録ができるようご検討願います。 | PFI事業のため、テクリス登録はできません。                                       |
| 3   | 事業契約書（案）       | 12   | 第2章 | 第23条 | (4) |      | 事業費の確定              | 「数量の増減が著しく工事費合意書の記載事項に影響があると認められる場合」との記載について、数量の増減が著しいとはどの程度を想定しているか、ご教示願います。  | 数量が大幅に変動する場合を想定しています。数量が増減する場合は、中国地方整備局と協議願います。              |
| 4   | 要求水準書          | 8    | 第2  | 2    | (1) |      | 調査項目                | 非破壊の埋設物探査が必要となった場合、協議の上、設計変更の対象との理解でよろしいでしょうか。   | ご理解のとおりです。   |
| 5   | 要求水準書          | 9    | 第2  | 3    | (1) |      | 設計項目                | 道路付帯構造物（道路標識、縁石、排水施設等）の設計が必要となった場合、道路詳細設計となり、設計変更の対象との理解でよろしいでしょうか。  | ご理解のとおりです。   |
| 6   | 様式集及び記載要領      | 27   |     |      |     | 様式14 | 電線共同溝詳細設計（橋梁添架）特殊設計 | 添付9 入札時積算数量図面書、別紙-1、調査業務・詳細設計業、数量総括表の摘要欄に特殊設計・検討・協議と記載されていますが、特殊設計の歩掛見積には、検討・協議も含むとの理解でよろしいでしょうか。  | 協議については、調整マネジメント業務（設計段階）に含まれるため削除します。添付9 入札時積算数量図面書を訂正します。   |
| 7   | 事業者が付す保険等      | 1    | 第1章 | 1    | (3) |      | 付保条件                | 履行保証保険、土木工事保険の保険期間について、技術提案により事業期間を短縮した場合、短縮した期間（引渡前倒予定日）まで契約としてよろしいでしょうか。   | 調査・設計業務、工事業務、工事監理業務の期間に応じ、契約してください。                          |
| 8   | 事業費の算定及び支払方法   | 3    | 第2  | 3    | (1) | ②    | 基準金利                | イ 基準金利の確定について、「～本施設の引渡予定日（令和13年3月31日）に確定することとし～」とありますが、引渡予定日での変更契約締結は困難だと思われれます。「～本施設の引渡日の2営業日前に確定すること～」など可能な限り前倒しで確定するよう見直しを検討願います。   | ご意見を踏まえ、基準金利の確定日を本施設の引渡日の2営業日前とします。                          |
| 9   | 事業費の算定及び支払方法   | 5    | 第3  |      | (3) |      | 事業費確定に係る資料の提出       | 「事業者は、事業費確定に係る資料を、本施設の引渡予定日の2年前までに、発注者に提出するものとする」と記載されていますが、本施設の引渡予定日が令和13年3月31日になっていますが、その2年前の令和11年3月31日までに提出が必要との理解でよろしいでしょうか。<br>その場合、令和11年3月31日以降に工程変更が生じた場合、変更協議対象にならないのでしょうか。  | 前段についてはご理解のとおりです。<br>後段については、中国地方整備局と協議の上、必要に応じて設計変更の対象とします。 |
| 10  | 添付9 入札時積算数量図面書 | 1/14 |     |      |     |      | 現場説明書追加事項           | 現場環境改善費について、上り起点側、下り起点側は市街地以外、上り終点側、下り終点側、橋梁部は市街地の記載があります。添付10 見積参考資料の上り起点側、下り起点側（積算条件）には市街地の記載があります。<br>どちらを正とすればよろしいでしょうか。   | 現場説明書追加事項の記載が正です。<br>添付10見積参考資料の上り起点側、下り起点側（積算条件）を修正します。     |

| No. | 資料名  | 頁   | 大項目 | 中項目 | 小項目 | その他 | 項目名                            | 質問   | 回答   |
|-----|--|-----|-----|-----|-----|-----|--------------------------------|--|--|
| 11  | 入札時積算<br>数量図面書<br>数量総括表<br>点検・台帳・管<br>理・調整マネ<br>ジメント業務 | 1~4 |     |     |     |     | 台帳作成・管理業務                      | 要求水準書P34には「台帳作成・管理業務」があるが、入札時積算数量図面書、数量総括表、点検・台帳・管理・調整マネジメント業務には記載がありません。「台帳作成・管理業務」は実施の対象でしょうか。また、対象の場合は、どの項目に相当しているのかご教示願います。  | 点検・台帳・管理・調整マネジメント業務に「台帳作成・管理」を追加します。また、歩掛見積を追加します。現場説明書追加事項別紙-1を訂正します。上記に伴い入札説明書の積算に必要な見積書の提出期限を訂正します。 |
| 12  | 入札時積算<br>数量図面書<br>数量総括表<br>点検・台帳・管<br>理・調整マネ<br>ジメント業務 | 1~4 |     |     |     |     | 日常点検<br>(道路巡回時等)               | 要求水準書P34には、「電線共同溝マニュアル(案)(第5回改訂版)(中国地方整備局)に基づき点検を実施すること。なお、日常点検(道路巡回時等)については、徒歩による目視点検を年1回以上行うか、又は目視点検によるときと同等の健全性の診断を行う」があるが、入札時積算数量図面書、数量総括表、点検・台帳・管理・調整マネジメント業務には、記載がありません。「日常点検」は、実施の対象でしょうか。また、対象の場合は、どの項目に相当しているのかご教示願います。 | 電線共同溝マニュアルに基づく日常点検については、点検方法等を協議の上、変更契約の対象とします。  |
| 13  | 入札時積算<br>数量図面書<br>工事数量総括<br>表 契約図                      | 6   |     |     |     |     | 切削オーバーレイ<br>歩道舗装(A)<br>歩道舗装(B) | 指定施工の切削オーバーレイで契約図記入値A=4,050m <sup>2</sup> に対して、工事数量総括表の合計値A=4,035m <sup>2</sup> と契約図書で差異があり、歩道舗装(A)(B)にも差異があります。どちらの数量が契約数量となるのかご教示をお願いします。  | A=4,035m <sup>2</sup> が正です。歩道舗装(A)(B)についても訂正します。また、併せて数量の差違がある箇所を訂正します。                                |
| 14  | 入札時積算<br>数量図面書<br>見積参考資料<br>【設計及び<br>調査】               |     | 別紙1 |     |     |     | 電線共同溝詳細設計<br>(橋梁添架部)           | 「予備設計なし」となっていますが、実施方針に関する質問回答書No.14では、「本条件下による橋梁添架の基本的強度検討は行われている」と回答されています。新たに橋梁耐力照査は必要はないとの理解でよろしいでしょうか。また、必要により強度検討資料のご提示をいただけるとの理解でよろしいでしょうか。  | 橋梁添架部については、契約図に示す添架構造での耐力照査は行っていますが、設計完了後改めて橋梁耐力照査が必要です。概略検討の資料については契約後に貸与します。                         |
| 15  | 入札時積算<br>数量図面書<br>見積参考資料<br>【設計及び<br>調査】               |     | 別紙1 |     |     |     | 電線共同溝詳細設計<br>(橋梁添架部)           | 特殊設計3形式となっていますが、本条件下による橋梁添架支持金物の応力計算が3パターンとの理解でよろしいでしょうか。  | 特殊設計3形式は応力計算3パターン(上り側、下り側、側道橋橋種変化部)を見込んでいますが、現地状況等によりこれによりがたい場合は変更契約の対象とします。                           |
| 16  | 入札時積算<br>数量図面書<br>見積参考資料<br>補修業務                       | 1   | 別紙2 |     |     |     | 応急処置                           | 応急処置が維持・管理業務となっています。応急処置業務のみ工事業務を実施する構成企業に担わせることは可能でしょうか。  | 可能です。  |
| 17  | 添付10<br>見積参考資料   |     |     |     |     |     |                                | 本事業の積算設計単価の採用月をご提示願います。  | 令和5年12月単価を採用します。   |